

令和2年5月25日

大倉ビル株式会社

代表取締役 久保田 典孝 殿

GLOBAL UNION（認証番号101）

首都圏青年ユニオン連合会

福岡市博多区博多駅東2-8-27

博多駅東パネスビル2F

執行委員長

組合員



団体交渉開催の申入れ

貴社より、令和2年5月17日付の回答書を頂きましたが、貴社は、
氏が退職していることを理由に団体交渉に応じる義務はないと主張されております。

しかし、裁判例上も、自己都合で退職した後であっても、社会通念上合理的な期間内に、
すなわち、雇用契約終了後の近接した期間内に、雇用契約期間中の未払賃金を請求して団体
交渉を申し入れた事例に関しては、労働契約による賃金等の清算の範囲内で労働者として
認め、使用者に団交応諾義務があるされております。

そして、本件では、先の通知書記載の通り、
氏の退職後、速やかにその未払い賃金に
ついて団体交渉を申し入れているものであり、貴社に対し、従前の雇用契約に基づき、団交
応諾義務が発生するものです。そのため、貴社においては関係法令を遵守し、速やかに団体
交渉に応じていただきますよう改めて申し入れるものです。

そこで、当組合の所在する福岡市において、団体交渉を開催することを求めます。

組合員の困窮した生活を早期に解決するため、下記の通り団体交渉の開催を申し入れま
すので、令和2年6月1日までにメールにてご回答をお願い致します。

なお、期日までにご対応頂けない場合には、直ちに労働委員会に対して不当労働行為の申
し立てを行う意向ですのでご了承ください。また、
氏が退職に至ったのは、劣悪な労働環
境による未払い賃金と休業手当の未払いに理由があるため、その旨労働基準監督署に対し
ても申告を行い、さらに、
氏からの聴取内容からすれば、他の従業員についても同様の問
題が生じている合理的理由があるため、労働基準監督署には貴社の全従業員の労務管理状
況を調査してもらった上で、
氏の資料を取得する予定ですので、ご承知おきください。

記

1 交渉項目

- (1) 氏の未払賃金及び休業手当の支払いについて

2 交渉日時

交渉日時につきましては、参席を予定している組合員・氏（以下、「氏」という。）の都合のつく日程が下記のものであったため、ご協力をいただけますと幸いです。下記の日時のうち貴殿らのご都合の良い日をご提示ください。

候補日	令和2年6月2日（火）～6月14日（日）のいずれかの日
時間	午前11時～午後4時の間の2時間程度

3 開催場所： 福岡市内の貸会議室

対面での団体交渉には現在のところ 氏も参席を予定しているところ、氏と当組合の都合上、福岡市内での開催が必要不可欠となります。何卒ご理解の上、ご協力いただけますと幸いです。なお、会場については、当労働組合側にて準備をさせていただきます。

4 出席者

当組合側 当組合役員若干名及び 氏本人の出席を予定しております。なお、参加する組合役員はいずれも交渉委員であり、傍聴者は予定しておりません。

貴社側 貴社代表取締役及び代理人弁護士の参加を求めます。ただし、急な日程提案での団体交渉開催申入れとなりますので、全員のご都合が合わない場合には上記のうち一部の方の参加でも構いません。

5 結語

以上の通り、対面による団体交渉の申入れをさせていただきますので、ご検討のほど宜しくお願い申し上げます。

以上